

第3章 三浦市のみどりづくり施策

1 海と大地のみどりを守る

(1) 海の保全・活用軸における保全

① みどりの特性と動向

本市を囲む、海と海から連なる干潟や岩礁・砂浜等の自然海岸とそこに生育する海浜動植物、常緑広葉樹を主体とした崖線の斜面樹林からなる多様な自然環境は本市のもっとも特徴的な自然特性のひとつとなっています。

この良好な自然環境を保全するため、風致地区、近郊緑地保全区域、県条例による自然環境保全地域、海岸保全区域等が指定され一定の保全が図られています。

また、三浦海岸をはじめ市内の砂浜は海水浴場として夏期には多くの海水浴客でにぎわうほか、岩礁地帯は磯遊びや海釣り等レジャー活動・自然観察等の場として、また、広がりをもったオープンスペースとして活用されています。加えて、漁業生産の場として各地に漁港が、相模湾側を中心にマリーナ等の海洋レジャー施設が形成される等、多様な海辺利用がなされています。

しかし、一方でこれらの自然環境は非常に微妙なバランスの上に成り立っており、開発による直接的な破壊だけでなく、レジャー活動による過度の利用等によっても壊されてしまう危険にさらされています。

② みどりの施策方針

本市において特徴的となっている海辺のみどりについて、法規制による保全を今後とも図るとともに、市民協働を進めながら多様な保全策を推進します。

ア 海沿いのみどりを守る

◆ 自然海岸の保全

隆起平磯海岸、砂浜海岸、入江、岬、ポケットビーチ(両端に岬を持つ海浜)等多様な景観を有する本市の自然海岸については、東京湾沿岸海岸保全基本計画および相模灘沿岸海岸保全基本計画にもとづき、適切に保全されるよう関係機関と調整を図ります。

◆ 海岸林・断崖地植生等の保全

貴重な自然植生(マサキトベラ群落、海岸断崖地植生)およびスダジイ、ヤブニッケイ、マテバシイ等の常緑広葉樹二次林については、多くは海岸に面した急斜面地等に生育しています。これらによる自然景観や生態的な連続性を確保するよう、風致地区や近郊緑地保全区域、自然環境保全地域により保全を図ります。



マサキトベラ群落

◆ 海浜動植物の保全対策の推進

本市の砂浜や岩礁地帯には、群落としてまとまったものからパッチ状に点在するものまで、多様な海浜植生が残されています。これらについては、市民団体等との情報共有や関係機関との連携を図りながら保全を図ります。

また、砂浜への自動車等の乗り入れ禁止を図るとともに、保全上の必要性が特に高いものについては、柵を設けて立ち入りを規制する等、適切な保全策を検討します。



スカシユリ

◆ 干潟・アマモ場の保全

本市には県内でも数少ない干潟が江奈湾、毘沙門湾、小網代湾に残され、カニ類や鳥類の生息場所として重要な場所となっています。また、これらの湾には、魚類の産卵、生育の場となるアマモ場も形成されています。このため、市民団体による保護活動の支援や関係機関と連携を図りながら適切な保全を図ります。

◆ 海辺の活用と利用調整

海辺は海水浴や磯遊び、海釣り等の海浜レジャーとしての利用を図るとともに、関東ふれあいの道（首都圏自然歩道）については、自然観察や散策の拠点的施設として保全されるよう関係機関と調整を図ります。また、市民団体のおこなう自然観察会等を支援し、自然学習の場としての海辺の活用を図ります。

海辺の利用が過度なものとならないよう、利用者や関係機関と協力しながら検討を進めます。

◆ 海岸美化の推進

海岸利用によって発生するごみの散乱を防止するため持ち帰りの推進等マナー向上を広報するとともに、市民の協力を得ながら、ビーチコーミング（海洋漂着物拾い）による環境学習と清掃活動を推進します。

また、海岸美化の推進について(財)かながわ海岸美化財団等関係団体との連携を図ります。

◆ 施設整備時の海岸景観への配慮

海岸について施設整備を実施する場合は、海岸景観形成ガイドライン*に基づき、適切に海岸景観が形成されるよう海岸管理者に要請します。

*海岸景観形成ガイドライン:国土交通省と農林水産省が平成18年1月に策定したガイドラインで、良好な海岸景観の形成を図ることを目的として、海岸の整備や取り組みの方策を示している。

(2) 大地の連携軸における保全

① みどりの特性と動向

本市中央部は多摩丘陵から連なる海拔 50m 前後の台地が広がり、狭い谷戸が海から直接台地に入り込んで複雑な地形を形成しています。そこを流れる川は小河川がほとんどで大きな河川は市内にはありませんが、谷戸が海に直接つながっており、これが本市の谷戸の大きな特徴となっています。

また、本市の西側中央部に広がる小網代の森は、その自然環境の重要性が認められ、平成 17 年に近郊緑地保全区域に指定され、保全に向けて様々な取り組みがなされています。

市域の台地上を中心とする広い範囲は畑地となっており、ダイコンやスイカ、キャベツ等の農産物が生産され、広大で特徴的な農地景観が広がっています。谷戸も以前は水田でしたが、多くは宅地や畑地になっています。一部に湿性の植物群落への遷移がみられるほか、谷戸の斜面には常緑広葉樹二次林や落葉広葉樹二次林が残されています。

また、台地上は市街地も形成されているほか、市街化調整区域を中心に農振農用地、近郊緑地保全区域、風致地区等が指定されています。

② みどりの施策方針

まとまった樹林地や谷戸の斜面樹林地等のみどりについては、法規制等による保全方策を推進するとともに、本市の重要な特性である広大な農地景観については、農政担当部局の各種施策等による保全方策の検討を進めます。

ア 谷戸と里山林を守る

◆ 谷戸・里山林等の連続性の確保

谷戸の斜面樹林やまとまった里山林については、樹林が連続的に残されるよう、近郊緑地保全区域・風致地区等の地域制緑地による保全を継続的に進めるとともに、これらの指定から外れている樹林を含め、三浦市みどりの条例の諸制度、市民緑地制度等様々な方策により、その保全が図られるよう努めます。

保全にあたっては、自然林、常緑広葉樹二次林等の本市の気候特性を反映した樹林、多様な生物の生息環境となっているまとまりのある落葉広葉樹二次林、自然性豊かな谷戸のまとまりについて、優先的に保全を図ります。

◆ 小網代の森の保全・活用

市内最大の樹林地であり、集水域の森林から河川、湿地、干潟、海までが自然状態で連続的にまともに残る小網代の森については、「小網代の森保全管理・活用計画」等にもとづき、市内のみどりの活動団体やNPO等との協働により、貴重な自然環境を保全するとともに、自然環境の持続性に配慮しつつ、自然観察や環境学習など自然とふれあえる場として活用を推進します。

また、小網代の森のよりよい保全および管理に資するよう、小網代の森の地元市として周辺公共施設におけるビジターセンター機能の提供等に努め、今後も引き続きその保全の強化を図ります。

◆ みどりの条例の保護地区等の活用

三浦市みどりの条例に基づく保全配慮区域および緑の保護地区等については、その活用がしやすいよう制度を見直すことを検討するとともに、みどりの保全のための有効な制度として積極的な活用を図ります。

◆ 市民緑地制度の導入推進

保全配慮区域および緑の保護地区等の指定と併せて、所有者の意向を踏まえつつ、都市緑地法第55条の市民緑地制度の導入により緑地の借り上げ、開放を図るとともに、相続税・贈与税等の低減による所有者の負担軽減を図るため関係機関と連携し、これらの軽減措置等を国へ要請します。



小網代の森での自然観察会

◆ 社寺林等の保全

鎮守の森として社寺と一体的に形成されている社寺林については、多くは自然度の高い樹林となっています。これら、社寺林については、代々受け継がれてきた重要性の高いみどりとして、市民の協力を得ながら適切に保全を図ります。

また、花の寺づくりを進めている社寺等については、景観・観光資源として活用を図ります。

◆ 集落地景観の保全

市街化調整区域のみどり豊かな集落地景観の保全が図られるよう、市民協働を中心とした有効な方策について検討を進めます。

◆ 市民協働による谷戸・里山林の維持管理

三浦市みどりの条例の緑の保護地区等に指定された樹林のうち、維持管理が特に必要なものについて、土地所有者と市民協働による樹林の維持管理に関する協定等を結び、市民協働により維持管理できる制度づくりを進めます。

◆ 多自然川づくりの推進

河川改修の際には、国の示す「多自然川づくり基本指針^{*}」にもとづき、事前に河川環境について調査するとともに、河川の自然の特性やメカニズムを活用し、自然的な景観や生き物の生息環境等へ配慮した川づくりを図ります。

また、国の定める河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方^{*}」にもとづき、適切な河川景観づくりを図ります。

イ 農地を守る

◆ 農地景観の保全・創出

本市独特の広大な農地景観を保全するため、農振農用地区域内の農地の営農推進のための各種施策が図られるよう農政担当部局と協議、調整を進めます。

加えて、美しい農地景観による地域の活性化を図るため、集落および道路沿道の花による緑化、散策ルートや眺望スポットの設定、農業体験イベント等、農地景観とふれあえる機会の創出等について関係機関と協議・調整を進めます。

また、引き続き土地改良事業の計画策定の際には、三浦市農村環境整備計画に基づき斜面樹林や湧水、小河川等周辺の自然環境および生態系の保全に配慮するよう努めるとともに、関係各機関等に要請します。

※多自然川づくり基本指針：『多自然型川づくり』レビュー委員会からの提言「多自然川づくりへの展開」を踏まえ、平成18年10月に国土交通省河川局が定めた指針。『多自然型川づくり』から『多自然川づくりへ』、「『多自然川づくり』をすべての川づくりの基本とする」、「川づくりのあらゆるプロセスを通じて『多自然川づくり』を実現」を基本指針として示している。

※河川景観の形成と保全の考え方：それぞれの河川や地域の自然・歴史・文化・生活にふさわしい河川景観の形成や保全を図ることを目的として、国土交通省において、平成18年10月に策定された指針で、河川景観の形成と保全についての方針や計画を定め、設計、整備、維持管理等をおこなうために、必要な視点、考える手順、整理すべき情報、活用すべき手法等を示したもの。

◆ 生産緑地地区の保全・活用

本市では、市街化区域内の生産緑地地区は営農に積極的に活用されていることから、引き続き生産緑地地区として保全を図ります。また、公園が不足する地区については公園用地等に位置づけ、その活用を図ります。



風車と南下浦の農地景観

(3) 街の緑化軸における保全

① みどりの特性と動向

市街化区域内については、樹林は台地の崖線等に断片的に残されているのみですが、これらは小面積で大きな緑視効果を与えています。一部は風致地区等の法規制が指定されていますが、法規制のないものも多く、市街化区域では容易に開発が可能なことから、その保全の必要性が高くなっています。

人々の生活や文化の関わりの中で、長い年月の間に市街地とともに形成された海南神社等の神社や三御所(椿の御所：大椿寺、桜の御所：本瑞寺、桃の御所：見桃寺)をはじめとする寺院は、古来より身近なオープンスペースとして重要な役割を果たしてきました。また、社寺と一体的に形成される社寺林や庭園、各地に残された大木・古木は緑視効果の意味でも重要で、主要な大木・古木については保護樹木の指定がなされています。このほか、国指定史跡に向けて保存が検討されている赤坂遺跡や三浦一族の史跡等も点在しています。

また、既存の市街化区域内や今後市街化区域の拡大等に伴い大規模な開発が計画されている地区があり、開発により失われるみどりの再生が課題となっています。

② みどりの施策方針

市街地内の斜面樹林や樹木等については、法規制による保全、条例の活用等多様な保全策を推進します。

また、開発事業で失われるみどりについては、条例等によりその再生に努めます。



三崎町の高台にある寺と宮城児童公園



延寿寺とイチヨウ(保護樹木)

ア 市街地のみどりを守る

◆ まちなかの斜面樹林等の保全

市街地内の崖線に断片的に残されている斜面樹林については、樹林が連続的に残されるよう、「(2) 大地の連携軸における保全」の「ア 谷戸と里山林を守る」に記載した諸施策を活用し、保全を図ります。

◆ まちなかの樹木の保全

郷土を代表する樹木については、地域の歴史を語る貴重なみどりとして、今後とも保護樹木への指定を推進し、保全を図ります。

また、保護樹木のうち、景観上特に重要な樹木については、景観計画策定後は景観重要樹木として指定することを検討します。

イ 歴史あるみどりを守る

◆ 社寺境内の緑地としての活用

古来より身近なオープンスペースとして重要な役割を果たしてきた社寺境内については、緑地の確保が困難な三崎下町地区の市街地等を中心に、市街地内の有効で持続性の高いオープンスペースとして位置づけるとともに、歴史資源として、また、三浦七福神巡り等の観光資源としてその保全・活用を図ります。

◆ 遺跡の保存・活用

弥生時代の集落遺跡として国指定史跡に向けて保存が検討されている赤坂遺跡については、遺跡の公園化等について検討を進めます。また、市内各地に残されている遺跡・史跡についても適切な保全に努めます。

ウ みどりを復元する

◆ 開発時のミティゲーション*の実施

開発計画が事業者から示された場合には、事前に自然環境への影響を最小限に抑えるため、「三浦市まちづくり条例(策定中)」の技術基準等にミティゲーションの趣旨を盛り込むことを検討し、これら制度に従って適切にミティゲーションが実施されるよう事業者との事前調整により、樹林の保全およびみどりの復元に努めます。また、残されたみどりに担保性を持たせるため、緑の保護地区等の指定や緑地協定の締結等を推進します。

*ミティゲーション:直訳は「緩和」「軽減」。ここでは樹林地等で開発をおこなう場合、環境への被害を最小限に抑え、開発以前と同様の環境を復元すること。

(4) 生物種の保全

① みどりの特性と動向

本市の立地特性を踏まえた海浜植生、常緑広葉樹等の植物、城ヶ島の南岸に越冬に来るウミウ(市の鳥)をはじめとする海鳥や渡り鳥等の鳥類、油壺のクサフグ産卵地、小網代の森河口部の塩沼地植生や干潟の多種のカニ・鳥類等の様々な動植物、谷戸で見られるホタル等多様な生き物が生息しています。これら動植物は、行政による地域制緑地の指定やNPO、市内の団体等が中心となった保護活動により保全されていますが、開発や施設の整備等により常に失われる危険性にさらされています。さらに近年ではアライグマ等の特定外来生物による農業被害や生態系への影響も懸念されており、早急な対策と取り組みが望まれています。

また、海辺を特徴づける樹木であり、市の木となっているクロマツは、長浜海岸にクロマツ林が形成され、また市内の各地に単木として点在していますが、近年のマツ材線虫病(松くい虫)等による松枯れ被害の急速な拡大により枯死するものも多く、その対策が急がれています。

② みどりの施策方針

貴重な動植物の生息情報を蓄積し、これらをもとに有効な動植物の保全方策を検討するとともに、特定外来生物対策の強化を推進します。

また、深刻化する松枯れ被害対策についても早急に検討します。



ムラサキセンブリ
(神奈川県レッドデータブック絶滅危惧ⅠA類)



イソギク

ア 生息情報を充実する

◆ 現存植生図の充実と活用

本計画の策定に合わせて本市全域の詳細な現存植生図を作成しました(P16 参照)。この現存植生図を市民の協力を得ながら定期的に更新するとともに、開発のミティゲーションに有効に活用し、貴重な植物群落の保護に努めます。

◆ 動植物生息調査と情報の蓄積

市内の野生動植物の生息調査を実施し、三浦市動植物誌等の作成、貴重な生物生息位置の現存植生図への図示等の実施を検討し、動植物情報の蓄積とその情報の活用による動植物保護対策に努めます。

これらは、緑の審議会を中心に、学識経験者等の指導のもと、市民団体やNPO、市内の学校教員等の協力を得ながら、市民と行政が協働で推進します。

イ 動植物を守る

◆ 松枯れ被害対策の検討

松枯れの主な原因と考えられるマツ材線虫病については、発症後に松枯れを止める手段は現在ありません。このため、発症したマツを早期に伐採し、適切に処理する方策を推進するとともに、景観上特に重要なマツについては、樹幹への薬剤注入等の松枯れ予防対策、マツの苗木を植える等回復対策を検討します。

また、松枯れ被害に対する情報提供を図るとともに、民有地の松枯れについて情報提供や必要な措置がおこなわれるよう、その対策を早急に検討します。

◆ 特定外来生物対策の推進

アライグマ等の特定外来生物は、本市の基幹産業である農業に深刻な被害を与えるとともに、在来の生き物に対する影響への懸念や、アカテガニの捕食による個体数の減少の可能性も指摘されています。このため、平成17年に全面施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」にもとづき、外来生物による生態系への被害の防止に努めます。特にアライグマおよびクリハラリス(タイワンリスほか)については、県と市の防除実施計画にもとづき、適切な被害対策を県や関係団体と連携しながら推進します。

◆ 自然植生と園芸植物の利用調整の検討

自然探勝の場や生物相が豊かな地区については、園芸植物を植栽する際には既存の自然植生をできるだけ活かすよう検討します。また、必要に応じて、既存の自然植生優先の区域と植栽の区域を区分するなど利用調整を図ります。

2 街の緑化を推進する

(1) フラワーロードづくり

① みどりの特性と動向

本市の特徴的な緑化の取り組みとして、道路に面した植栽帯に花づくりを進めるフラワーロード事業（花のみどりモデル事業）が平成19年3月現在、市内15箇所で市民協働により推進されており、四季を通じた花づくりの取り組みがおこなわれています。

街路樹による緑化は主に一体的に整備された市街地の主要道路に実施されていますが、幹線道路沿道には緑化余地が少ないことから国道134号等一部に限られています。

この他、市内には関東地方一都六県をぐるりと一周する長距離自然歩道、関東ふれあいの道（首都圏自然歩道）として、「三浦・岩礁のみち」「油壺・入江のみち」「荒崎・潮騒のみち」の3コースが設定されています。

市内2箇所の駅前広場の緑化については、それぞれ一部で取り組みがおこなわれているものの、緑化推進に関する市民要望も高く、その充実を図る必要があります。

② みどりの施策方針

現在積極的な取り組みがみられるフラワーロード事業について、今後とも本市の特徴的な緑化施策として市内各地への展開を図ります。加えて、関東ふれあいの道と連携した散策ルートづくりを検討します。

また、市民要望の高い駅前広場の緑化推進を図ります。



フラワーロード

ア フラワーロードづくりを進める

◆ フラワーロード事業の推進

道路に面した植栽帯への花づくりをおこなうフラワーロード事業については、今後とも本市の特徴的な事業として市民協働により継続的に推進するとともに、認定・支援の事業として制度化を検討します。また、みどりの将来構造で重点緑化道路として位置づける幹線道路沿道で、これまで取り組みがおこなわれていない路線沿いについても、植樹帯の確保と新たな事業展開を検討し、フラワーロードの全市的なネットワーク化を図ります。

◆ 道路緑化の推進

フラワーロード事業と併せて、市街地内の幹線市道沿いについて街路樹等による道路緑化を推進します。また、緑化のための十分な幅員がとれない道路では、沿道民有地の生垣化やフラワーロード事業による緑化推進を図り、道路沿いの景観の向上を図ります。

また、国・県道整備と併せて道路緑化が推進されるよう、関係機関と調整します。

道路緑化にあたっては、みどりの将来構造で重点緑化道路として位置づける幹線道路から優先的に整備・要望を図り、道路緑化によるみどりのネットワーク化に努めます。

◆ 遊歩道、散策ルートづくりの推進

関東ふれあいの道（首都圏自然歩道）の各コースのPRに努めるとともに、関東ふれあいの道につながるような、自然観察や農地景観の散策ルート、遊歩道づくりを検討します。

また、平成18年度に川崎市の呼びかけにより多摩丘陵の8市と三浦丘陵の4市1町が参加し「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」が設立されました。市民に身近な基礎的自治体が、緑地保全や活用の分野で相互にどのような連携ができるのかを現在協議しています。本市としてもこの会議の進捗によって、多摩・三浦丘陵をネットワークする散策ルート等の設定に参画します。

イ 交通拠点の緑化を進める

◆ 駅周辺の緑化推進

駅前広場については毎日の通勤通学で常に利用され、また市外から訪れる人を迎える場所であることから、フラワーロード事業による緑化を引き続き推進するとともに、鉄道事業者と協力しながら、改札口付近や人の動線となる通路・駅前広場等特に目に付く場所について、効果的な緑化を推進します。

◆ 主要バス停留所等の緑化推進

市内の多くの地区は公共交通としてバスの利用が主であり、市民が目にする機会も多いことから、バスの起終点となる発着場や待合い場所、主なバス停の緑化をバス事業者と協力しながら推進します。

(2) 身近な公園づくり

① みどりの特性と動向

本市では昭和 53 年と早い時期から公園の美化・維持管理への市民協働がおこなわれており、平成 19 年 4 月 1 日現在、地元の子ども会や区を中心に 41 の自主管理団体が参加し、市内 59 箇所市の管理の公園・緑地および広場のうち、53 箇所清掃や除草等の維持・管理活動がおこなわれ、条例や要綱に基づく明確な制度化はなされていないものの、大きな成果をあげています。

しかし、一方で市街地整備と同時に昭和 40～60 年代に開設され、20 年以上を経過した街区公園等の施設の老朽化は深刻であり、市民アンケートの結果でも既存の公園の再生についての要望が高くなっています。

また、高齢化の進展にともなう高齢者向け施設の充実等に対する要望をはじめ、市民が公園に望む機能は多様化しており、これらに対する有効な対策が求められています。

② みどりの施策方針

市民協働による街区公園等の維持管理を引き続き推進するとともに、公園の再整備の方策を検討し、地域に愛され、市民が使いやすい公園づくりを推進します。

ア 公園を手づくりする

◆ 市民協働による公園の維持管理の推進

現在取り組まれている市民協働による街区公園等の美化・維持管理について、要綱への位置づけ等を検討し、制度の明文化を図ります。また、維持管理内容について共通化を図るとともに、単なる維持管理だけではなく、花壇づくり等市民が楽しんでできる要素を盛り込むことについても検討します。

◆ 指定管理者制度*の活用

現在既に県立城ヶ島公園で取り組まれている指定管理者制度について、今後市内の規模の大きい都市公園や施設緑地についても導入を検討し、民間活力による公園の活性化を図ります。

◆ 公園リニューアルの推進

本市では、街区公園の老朽化が深刻化しており、公園の再整備についての市民要望も高いことから、整備からの年数や老朽度合いを勘案し、計画的なリニューアル（再整備）を検討します。

※指定管理者制度：平成 15 年 6 月の地方自治法改正により創設された公の施設の管理運営に関する制度で、今まで公共的団体等に限定されていた公の施設の管理委託先が、この制度の創設により民間事業者や特定非営利活動法人等の団体も含めて選考することができるようになった。

◆ 市民協働による公園づくりの推進

今後、街区公園等の整備またはリニューアルに際し、施設計画策定の段階から近隣の市民、団体、子供たち、高齢者等との協働による地域と密着した公園づくりを推進します。

なお、市民協働により整備された公園については、その美化・管理についても市民協働を図ります。

◆ 公園の利用管理

自主管理団体により美化・維持管理がおこなわれている公園については、市民と協働を図りながら、公園ごとに利用者どうしでペットや球技の可否をはじめとする利用上のルールを話しあい取り決め、公園利用上のトラブルの発生防止を図ります。

イ 多様な公園づくりを進める

◆ ユニバーサルデザインの公園づくり

公園の新設やリニューアルに際しては、高齢者から子供、障害者を含め誰もが気軽に利用できる公園施設づくりをめざし、全ての人々が利用しやすいデザイン(ユニバーサルデザイン)を考慮した公園づくりを推進します。このうち、公園の出入口・駐車場、休養・便益施設等の特定公園施設について「都市公園移動等円滑化基準^{*}」および見直し中の「神奈川県福祉の街づくり条例」への適合を図ります。

◆ 防災・防犯に配慮した公園づくり

公園の新設やリニューアルに際しては、災害発生時に有効に機能するように、食料や防災用品等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽の設置等防災機能の強化を検討します。

また、公園内の防犯の観点から、接道部からの見通しの確保に配慮し、植栽計画の見直し、接道部の中・高木の定期的な剪定、防犯灯の設置等を検討します。

◆ 景観や生き物に配慮した公園づくり

公園の新設やリニューアルに際しては、30%以上の緑化率の確保に努めるとともに、市街地内における生物の移動・生息の拠点として機能するように、郷土の植生の再生、花や実のなる樹木の植栽等、景観や生き物に配慮した公園整備を検討します。



水深公園

^{*}都市公園移動等円滑化基準：平成18年12月施行の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に基づき、特定公園施設について定めた基準で、園路・広場の出入口、通路・階段・傾斜路に関する幅・勾配、主要な公園施設への接続の確保、車いす使用者用便所・駐車施設・観覧スペースの設置等について基準が定められている。

(3) みどりの港町づくり

① みどりの特性と動向

漁業や観光の拠点として本市を代表する港である三崎港をはじめ、市内には多くの漁港が整備され、その一部に緑地帯が確保されていますが、多くの漁港では緑化はほとんどみられません。また、本市西岸を中心にマリーナが立地しており、周辺の樹林と一体的に良好な景観を形成しており、一部のマリーナにはリゾート地を演出するヤシ類による緑化もみられます。

市内の沿岸部は埋立により形成された地区も多く、近年では三崎町二町谷地区で埋立事業が竣工し、市街地形成に向けて整備が進められています。

海に面した本市の特徴として、いくつかの灯台が設置されており、このうち城ヶ島灯台には城ヶ島灯台公園が開設されていますが、施設の老朽化が深刻化しています。

② みどりの施策方針

漁業や観光、産業の拠点として、本市を特徴づける漁港やマリーナ、埋立地の緑化を推進します。また、灯台公園の再整備や新たな公園化を検討します。

ア みどりの港町づくりを進める

◆ 漁港と周辺地区の緑化推進

本市を特徴づける漁業と観光の拠点となる三崎港周辺については、本市を代表する地区として積極的な緑化推進による景観形成を図ります。また、その他の漁港については、既設の緑地帯の保全と緑化の推進を図ります。

◆ マリーナの緑化推進

市内各地に形成されているマリーナについては、リゾートを演出するような施設内の緑化を推進するとともに、周辺の斜面樹林の保全を図り、海と船とみどりによって形成される特徴的な景観の保全を図ります。

◆ 埋立地の緑化推進

埋立事業が竣工し、現在施設整備が進められている二町谷地区については、緑地帯を確保するとともに、緑化の推進による良好な景観形成を図ります。

イ 灯台を活用する

◆ 灯台の活用推進

城ヶ島灯台と一体的に設置されている城ヶ島灯台公園については、観光の中心的な施設として再整備と適切な緑化を優先的に推進します。また、劔崎灯台については、周辺の公園化に向けた検討を進めます。



城ヶ島灯台と公園

(4) みどりの公共施設づくり

① みどりの特性と動向

市庁舎については、駐車場を中心に花壇や接道部緑化が行われていますが、庁舎の周辺の緑化は十分ではなく、今後の取り組みが求められています。

また、南下浦市民センター等みどりの多い施設もありますが、市街地内の施設ではみどりの少ない公共施設もみられます。

三崎下町等の密集市街地については、拠点となるオープンスペースの不足する箇所もみられますが、一部でポケットパーク*が整備されまちなかの貴重ないこいの場として活用されています。

② みどりの施策方針

公共施設については、既存の良好な緑化を維持・保全するとともに、新設する公共施設については、「三浦市まちづくり条例(策定中)」の緑化基準に従い適切な緑化を推進します。

また、みどりの少ない市街地を中心にみどりの小拠点づくりを進めます。

ア 公共施設の緑化を進める

◆ 主要公共施設の緑化推進

市庁舎や市民センター等の緑化が図られている公共公益施設敷地内については、緑化の維持・保全、さらなる緑化推進を図ります。また、市の公共施設の新設や再整備に際しては「三浦市まちづくり条例(策定中)」の緑化基準に基づく適切な緑化を推進します。また、国や県の公共施設についても適切に緑化されるよう施設管理者へ要請します。

公共施設の緑化にあたっては、生垣等による接道部緑化を基本としながら、花壇等による緑化を図るとともに、緑化スペースが確保できない場合は壁面緑化等についても検討します。



市役所駐車場の花壇

*ポケットパーク:道路わきや街区内の空き地などわずかの土地を利用した小さな公園または休憩所。

◆ エコスクール整備の検討

文部科学省を中心に農林水産省、経済産業省、環境省が協調して推進するエコスクール(環境を考慮した学校施設)を検討します。

◆ 公営住宅の緑化推進

市営住宅の再編による再整備を実施する場合は、オープンスペースの確保を図るとともに、接道部を中心に積極的な緑化を推進します。また、県営住宅についても適切に緑化されるよう施設管理者に要請します。

◆ 市民協働による公共施設緑化の推進

公民館等の身近な公共施設について、道路沿いを中心に市民の利用できるオープンスペースを確保することを検討し、地域の公共施設を核としたみどりのまちづくりを推進します。

イ みどりの小拠点づくりを進める

◆ ポケットパーク、休憩施設の整備推進

オープンスペースの確保が困難な三崎町等の密集市街地については、利用されていない土地等を活用してまちなかに小さなスペースを確保し、市民のいこいの場となるポケットパーク、市民が花壇等として活用できる地域の緑化スペース、ベンチ等の休憩施設として有効活用を図ります。

◆ まちなかビオトープづくり

オープンスペースの確保が困難な三崎町等の密集市街地内においては、公園、学校、その他公共施設の敷地内にとんぼ池等の水辺づくりや、本市に自生するような樹木、草花等による緑化を推進し、生態的ネットワークの構成要素として生き物が生息、休息でき、生き物と市民が共存できる空間(まちなかビオトープ)の形成を推進します。

◆ のり面緑化の推進

各地に点在するコンクリート等で被われたのり面、今後、各種事業の際に発生するのり面については、安全面に配慮しつつ、つる性植物等により適切に緑化が図られるよう、施設管理者に要請します。



三崎下町地区のポケットパーク

(5) 民有地へのみどりづくり

① みどりの特性と動向

近年整備された住宅団地では、民有地が良好に緑化されており、美しいまちなみ景観が形成されています。また、県営の中高層住宅地についても良好な緑化が図られています。

また、地震災害発生時に危険性が高い、みどりが少なく、道路沿いがコンクリートブロックで被われた密集住宅地も三崎町を中心にみられます。

三浦海岸駅周辺、三崎上町地区の商業地については、幹線道路沿いに商業地が形成されていることもあって、ほとんど緑化されていません。しかし一部では、三浦海岸まちなみ事業協議会により、三浦海岸駅から小松ヶ池まで河津桜やスイセン、ナノハナ等の植栽によるまちおこし活動等の取り組みもおこなわれています。

一方、三崎下町地区の商業地と住宅地の混在する密集市街地では、路地裏や店頭わずかなスペースを有効活用し、植木鉢等により緑化する路地裏緑化(植木鉢緑化)が実践されている民有地も多く、特徴的な緑化形態として評価できます。

造船、水産関連施設、市場等の工業系用地については、本市の特性を反映して三崎下町・城ヶ島北部に集約していますが、古くから立地するものも多く、十分な緑化が図られていないのが現状です。

(財)かながわトラストみどり財団*三浦半島地区推進協議会で作成した、「みどりと花のまちづくり」に、市内菊名の個人宅がオープンガーデンとして公開されており、また、アンケートで個人的に地域の緑化に取り組んでいるという意見も多いことから、今後の市内への同制度の展開が期待されます。

② みどりの施策方針

地区ぐるみで緑化推進が図られる仕組みをつくり、立地特性に応じた多様な民有地緑化の推進を図ります。

ア 地区ぐるみでみどりのまちづくりを進める

◆ 地区の花木と緑化ガイドライン制定の推進

地区の花・木を決めてこれらをテーマとした緑化活動を認定し、支援する事業を創設することを検討し、その推進を図ります。

事業の創設にあたっては、「三浦市みどりの条例」に制度を位置づけ、希望団体の認定、緑化資材の提供や公共施設やまちなかに確保した緑化スペースのあっせん、民有地の接道部緑化への助成等支援の仕組みを整えます。また、将来的にはフラワーロード事業や三浦海岸まちなみ事業協議会をはじめとする地域の緑化活動の支援にも活用を図ります。

※(財)かながわトラストみどり財団:かながわトラストみどり財団は、神奈川県内のみどりの保全を目的に設立された財団法人で、県内のみどりを協働で保全するナショナル・トラスト運動と、緑の募金法に基づく募金活動事業を推進している。

◆ 緑地協定等の締結推進

開発により新規に市街地整備が実施される地区については、地区計画や緑地協定の締結推進を「三浦市みどりの条例」や「三浦市まちづくり条例(策定中)」の中に盛り込むことを検討し、計画的な緑化推進を図ります。

また、現在良好な緑化が図られている市街地についても、今後とも良好な環境が保たれるよう緑地協定の締結推進を図ります。

◆ オープンガーデンの推進

一定のルールのもとに、個人の庭を一般の人に開放するオープンガーデンの制度化を検討し、市街地内の私的なみどりの有効活用、みどりの普及啓発、みどりを通じた市民の交流等を図ります。

イ 多様な民有地緑化を推進する

◆ 生垣化、接道部緑化の推進

開発により新規に市街地整備が実施される地区については、「三浦市みどりの条例」や「三浦市まちづくり条例(策定中)」の中に生垣化等の接道部緑化の推進を盛り込むことを検討し、計画的な接道部緑化の推進を図ります。また、ブロック塀の多い密集市街地についても、ブロック塀の生垣化の推進を図ります。

◆ 共同住宅等の多様な緑化の推進

開発により新規に共同住宅や老人福祉施設等の中高層建築物が整備される場合は、「三浦市まちづくり条例(策定中)」等の中に接道部緑化に加えて、壁面・ベランダ・屋上緑化の推進を盛り込むことを検討し、計画的な中高層建築物の緑化推進を図ります。

また、既存の中高層建築物についてもベランダ緑化等の推進を図ります。

◆ フラワーポット等による緑化の推進

三浦海岸駅周辺や三崎上町地区の商業地等、人が集まる地区で緑化スペースの確保が困難な場合には、フラワーポットやハンギングバスケット等によるスポット的な緑化や壁面緑化を推進し、にぎやかでいどりのある市街地景観の形成を図ります。

◆ 路地裏緑化(植木鉢緑化)の推進

三崎下町地区では古くから市街地が形成され、緑化スペースが限られていることから、わずかなスペースを有効に活用した路地裏緑化(植木鉢緑化)が盛んに実践されています。

三崎下町地区に残る歴史的建造物の保全と併せて、路地裏緑化(植木鉢緑化)を地域の特徴的な緑化として、推進・支援する方策を検討します。



三崎下町地区の路地裏緑化

3 人がみんなできり組む

(1) 連携を強化する

① みどりづくりの状況

本市では小網代の森や海岸植生の保護等のためにNPOや市民団体が多数活動しています。(財)かながわトラストみどり財団と連携し、三浦の自然を学ぶ会やNPO法人小網代野外活動調整会議などの団体とともに、樹林地や海岸植生等の保全活動が取り組まれています。

また、本市ではフラワーロード事業等街の緑化推進のために活動している団体、地域の公園の清掃・管理をしている団体等多様な市民協働活動がおこなわれています。これらの団体を中心に市は支援をおこなっている他、市民協働室が設置され、平成18年度よりボランティア登録が始まる等、市民協働について全市的に取り組む方向性が示されつつあります。しかし、市民協働に対する支援体制は十分とはいえず、今後体制の確立が必要となっています。

② みどりの施策方針

みどりに関する市民協働の支援体制づくりを進めます。また、庁内・関係機関との連携の強化を図ります。

ア 市民と行政の連携を強化する

◆ 緑の市民会議の開催

自然環境の保護や地域の緑化活動を進めている市民団体と行政が一堂に会す「緑の市民会議」を定期的で開催し、各組織相互の情報共有と連携の強化を図り、みどりのまちづくりの全市的な展開を推進します。

◆ みどりの活動団体等の支援・育成

みどりの市民協働に係る庁内各組織間の調整を図りながら、地域の緑化に自主的に取り組んでいる市民団体との連携と定期的な情報交換を進め、団体への助成等の充実を図ります。

また、みどりに関わる市民団体のうち、NPO法人として認証されることが組織運営上必要な団体については、NPO法人化の推進・支援に努めます。

◆ 学校との連携の推進

地域の緑化活動等について市内の学校との連携を推進し、環境教育の一環として行政と学校および児童・生徒との協働によるみどりづくり活動の推進を図ります。

イ 関係機関との連携を強化する

◆ 関係機関との連携と事業の推進

関係機関との連携の強化を図りながら、みどりの基本計画にもとづき各種事業を推進し、みどりの保全と創出に取り組めます。

(2) 普及・啓発を進める

① みどりづくりの状況

本市では自然環境の保護活動を進めているNPOや市民団体等が主催し、自然観察会等が行われています。これらの活動はマスコミ等に取り上げられる事も多くなっています。

また、市教育委員会により毘沙門海岸～江奈湾にかけて小・中学生の自然観察・学習の場として活用できるよう、自然観察地域として指定されています。

この他、市の取り組みとして、クリーンアップ・プロジェクト「スカベンジ活動」が展開されており、各種イベントをおこないながら環境美化の取り組みが進められています。

広報・周知については、まちづくり情報の提供方法の充実や市民協働の成果の周知についてアンケートでも要望が高く、これらの充実が求められています。

② みどりの施策方針

みどりに関して学ぶ場を設けるとともに、緑化意識を広めるための広報や顕彰等について進めます。



自然観察会の様子

ア 学習の場を設ける

◆ エコツーリズムの推進

自然環境を保全しながらおこなうレジャー・観光活動を包括するものとしてエコツーリズムがあります。本市には、豊かな自然環境や農業・漁業の体験の場等、エコツーリズムの要素を豊富に有することから、シティセールス担当課等との連携を図りながら、これらの資源を活かしたエコツーリズムの情報発信や推進体制の確立、環境の整備を図ります。

◆ 緑化教育の推進

市内の小中学校との連携を図り、市内の小中学生を対象に、学校や学外における自然学習の実施、学校における緑化活動を推進し、小さいときからの緑化意識の育成を図ります。

また、大人に対しても、自然や緑化について学ぶことのできる機会をつくり、生涯学習活動の一環として、市民への緑化技術の普及・向上を図ります。生涯学習活動については、市内に立地し、環境系や郷土系の選択科目を有する神奈川県立三浦臨海高等学校や農産・園芸等の教育を実施している神奈川県立平塚農業高校初声分校との連携についても検討します。

◆ 園芸講座の開催と自然観察会の支援

市内の園芸愛好団体や造園業者等の協力を得ながら、緑化・園芸技術についての講習会を実施し、緑化・園芸技術の普及啓発を図ります。

また、NPOや市民団体との連携を図り、多くの市民が気軽に参加できる自然観察会等の開催情報を市の広報紙やホームページ等で提供を図り、市内の動植物や植生等を観察しながらみどりの保全に対する市民の理解を深めます。

◆ スカベンジ活動*の推進

クリーンアップ・プロジェクト「スカベンジ活動」を今後とも推進し、ネットワーク（人と人との繋がりで広がる活動）、エンターテイメント（つらいのではなく、娯楽性を持った活動）、協働（市民・学生・民間企業・自治体が協働する活動）の活動として日常的な環境美化意識の定着を図ります。



スカベンジ活動の様子

※スカベンジ活動：英語で「ゴミ拾い、清掃活動」(scavenge)のこと。愛知県で開催された「愛・地球博」で取り上げられ、ゴミ拾いを前向きかつ主体的におこなうこととして全国に拡大しつつある。

イ 緑化意識を広める

◆ 広報・ホームページの活用

現在スカベンジ活動の記載が主体となっている環境・緑政担当課のインターネットホームページの内容充実を図り、市の緑化施策や市民の緑化活動、先進事例の紹介等みどりづくりの情報発信・情報共有を手軽で有効に実現できる媒体として、積極的に活用を図ります。

また、広報紙への定期的な情報提供を図ります。

◆ マスコミ等への情報提供

シティセールス担当課と連携を図りながら、フィルムコミッション等の一環として、本市の自然や自然保護に対する活動等のマスコミ等への積極的な情報提供を図り、みどりの三浦ブランドの形成を図ります。

また、三崎港報等地域紙との連携による定期的な情報掲載等についても検討します。

◆ コンクール・表彰等の検討

地域の緑化活動や個人庭園のガーデニングの良好事例を表彰するコンクール等の実施を検討し、良好な緑化事例の普及を図ります。

また、三浦市文化祭やスイセン祭りとの連携や、新たな緑化イベントの開催等による効果的な緑化普及策を検討します。

◆ 市の木、市の花、市の鳥の普及

本市の自然やみどりのシンボルとして制定されている市の花「はまゆう」、市の木「くろまつ」、市の鳥「うみう」について、インターネット他各種媒体により普及を進めます。



市の花：ハマユウ



市の木：クロマツ(五常の松)

◆ 緑化推奨木の普及

緑化の奨励木として定めてある「三浦市に適している樹木」(樹木、地被)について、インターネット他各種媒体により普及を進めるとともに、三浦市みどりの条例等にその推奨を盛り込むことを検討し、三浦らしいみどりの風土づくりを推進します。

表 3-1 三浦市に適している樹木(住宅地)

高木	常緑	クロマツ、マキ、ヤマモモ、シラカシ、スダジイ、○クロガネモチ、○モチノキ
	落葉	イロハモミジ、カンリ、コブシ、クマキ、ヤマボウシ
中木	常緑	ウバメガシ、カクレミノ、イヌガヤ、モッコク、ユズリハ、カナメモチ、○ヒサカキ、○ツバキ
	落葉	○ウメ、ナツツバキ、マメザクラ、ハナミズキ
低木	常緑	○センリョウ、アオキ、アセビ、○イヌツゲ、キンモクセイ、サツキ、ジンチョウゲ、チャノキ、○ナンテン、ハマヒサカキ ○ヤツデ、ヒイラギナンテン、ツツジ、クチナン、クサツゲ
	落葉	アジサイ、○ウメモドキ、クロモジ、サンショウ、ドウダンツツジ、ニシキギ、バイカウツギ、マンサク、○ムラサキシキブ ハナカイドウ、シモツケ
地被		○ヤブコウジ、ツバギ、ユキノシタ、ツワブキ、エビネ、ギボウシ、リュウノヒゲ、ヤブラン、ジュンラン、ハラン オカメザサ、クマザサ、チゴザサ、オカメナンテン、こうらい芝、ハマユウ

○印は野鳥の食餌木

資料：三浦市に適している樹木

表 3-2 三浦市に適している樹木(生垣)

常緑	カナメモチ(ベニカナメモチ)、サザンカ、カイヅカイブキ、キンモクセイ、クチナン、○ピラカンサ、ゲッケイジュ、ジンチョウゲ ニオイヒバ、ウバメガシ、○イヌツゲ(キンメツゲ、マメツゲ)、マサキ(キン、ギン)、トウネズミモチ、マルバヒイラギ、マキ キャラボク、アセビ、ハマヒサカキ
落葉	ドウダンツツジ、オウバイ、○ナツグミ、ムクゲ

○印は野鳥の食餌木

資料：三浦市に適している樹木

(3) 制度を充実する

① みどりづくりの状況

(1)でも示したように、市内の様々な団体が自然環境の保護や緑化推進の様々な活動を推進していますが、個別に対応しているのが現状で、制度として確立するには至っていません。

本市には三浦市みどり基金条例が制定され、みどり基金が積み立てられていますが、広報活動は十分とはいえず、また、近年続いた不景気や低金利の影響により基金の積立額は伸び悩んでいます。

三浦市みどりの条例は平成10年に制定され、運用を続けてきており、その間保護樹木の指定等一定の成果を上げてきていますが、制定から時間が経過し、また、条例の運用上の課題もあることから、その見直しの必要性が高くなっています。また、これまで本市の開発指導は開発指導要綱により進められてきましたが、これを「三浦市まちづくり条例」として条例化する検討が進められており、この機会を活かして緑化施策の推進について、同条例に盛り込むことが期待されます。

また、平成16年に景観法が制定され、良好な景観を数多く有する本市でも、景観に関する計画や条例策定の必要性が高くなってきています。

② みどりの施策方針

三浦市みどりの条例等を強化し、みどりに関する支援制度の充実を図るとともに、基金を活用する方策について検討を進めます。

ア 支援制度の充実を図る

◆ 市民協働のルール化と活動支援

みどりに関連した各種市民協働について、市民協働に対するルールや助成内容等の諸制度を、他の市民協働活動との調整を図りながら条例等に明文化し、体系的な市民協働体制の確立を図ります。

◆ グリーンバンクの創設

市有地を活用して、市民が種まきから花苗の育成、緑化場所への花苗の移植を通じて、土とふれあい、みどりを育てる楽しさが感じられるよう、各種緑化事業に使用する草花を市民協働により育てるグリーンバンク制度の創設を検討します。

◆ 助成金制度等の充実

本市においてこれまでに創設された助成金等の制度について、緑化の推進や緑地の保全の必要性から新たな制度の創設や既存の制度の廃止等について検討を進めるとともに、市以外の諸制度の活用についても研究を進め、多様な費用的支援策の充実を図ります。

イ 基金を活用する

◆ 基金の積み立て推進

低金利が続く現状から、運用益は期待できないため、積み立て予算を確保し、開発事業者への寄付の推奨、市内の施設・コンビニへの募金箱の設置、イベント時の募金等を図るとともに、みどり基金に対する募金や寄付を促進するPRを実施し、基金の積み立ての推進を図ります。

◆ 基金の活用推進

三浦市みどり基金条例施行規則に示されている、緑地の保全や緑化の推進に係る事業について、基金の有効活用を図ります。

また、緑地保全や緑化推進の優先度合いを勘案して、必要な事業に対して優先的かつ柔軟に対応できるように施行規則等の見直しを検討します。

ウ 条例の充実を図る

◆ みどりの条例の見直し

三浦市みどりの条例については、運用上の問題点を見直しするとともに、みどりの基本計画の実現に必要な内容を必要に応じて盛り込むことを検討し、本市のみどりのまちづくり推進のために有効に機能する制度としてその充実を図ります。

◆ まちづくり条例の制定推進

現在検討が進められている「三浦市まちづくり条例」の制定を推進するとともに、技術基準について、みどりの担保性を確保する内容を盛り込み、「三浦市まちづくり条例」制定後は、みどりの保全にも寄与する制度として活用することを検討します。

◆ 景観計画・条例の制定推進

本市は景観法に基づく景観行政団体となっていることから、今後は、景観計画を策定するとともに景観条例を制定し、本市の良好な景観を形成するためその活用を図ります。



海から見た三浦海岸周辺